

福岡医発第1640号(地)
平成30年 9月 5日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 松田 峻一良
(公 印 省 略)

診療情報の提供等に関する指針について(周知)

標記の件につきまして、厚生労働省医政局医事課長より日本医師会を通して別添のとおり連絡がありました。

医療機関が保有する診療情報の提供等につきましては、「診療情報の提供等に関する指針の策定について」(平成15年9月12日付け医政発第0912001号。以下「指針」という。)において、どのような事項に留意すれば医療従事者等が診療情報の提供等に関する職責を全うできるかが示されてきたところですが、今般、診療記録の開示に要する費用について多数寄せられた疑義に関し、下記のとおり見解が示されてました。

また、昨年9月から10月に厚生労働省が全国の特設機能病院及び大学病院(87病院)を対象におこなった「医療機関における診療録の開示に係る実態調査」の結果(以下「調査結果」という。)についても、別紙のとおり周知依頼がありましたので、併せてお送りいたします。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただくとともに、貴会会員へ周知方よろしくをお願いします。

記

○指針における診療情報の開示に関わる費用について

指針7「(4)診療記録の開示に関する費用」において、医療機関の管理者は、開示の申立人から、診療記録の開示に要する費用を徴収することができ、その費用は、「実費」を勘案して合理的と認められる範囲内の額としなければならないとしている。ここにいう「実費」には、内容の確認等、開示請求に対応する際に生じた人件費も含まれ得るが、その手数料として徴収することができる費用の額については、これらの費用を含めた実際の費用を勘案して合理的であ

ると認められる範囲内とする必要がある。

○個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）
における診療情報の開示に関わる費用について

法第 2 条第 5 項に規定する個人情報取扱事業者が法第 28 条第 1 項の規定による開示請求を受けたときには、法第 33 条の規定により、当該措置の実施に関し、手数料を徴収することができ、手数料を徴収する場合には、実費を勘案して合理的であると認められる範囲内でその手数料の額を定めなければならないとしている。この法に規定される「実費」は、内容の確認等の開示請求に対応する際に生じた費用も含みうると解されることが、個人情報保護委員会に確認されている。

なお、調査結果を踏まえ、診療記録の開示に当たっては次の点が示されていることに留意されたいこと。

○診療記録の開示に要する費用は、実際の費用から積算される必要があり、個々の申立によりその費用が変わり得るところから、開示に要する費用を一律に定めることは不適切となる場合があること。

○医師の立ち会いを必須とすることは、患者等が開示を受ける機会を不当に制限する恐れがあるため不適切であること。

(法安64)

平成30年 8 月 8 日

都道府県医師会担当理事 殿

日本医師会

常任理事 平川 俊夫

診療情報の提供等に関する指針について（周知）

医療機関が保有する診療情報の提供等につきましては、「診療情報の提供等に関する指針の策定について」（平成15年 9 月12日付け医政発第0912001号。以下「指針」という。）において、どのような事項に留意すれば医療従事者等が診療情報の提供等に関する職責を全うできるかが示されてきたところですが、今般、診療記録の開示に要する費用について多数寄せられた疑義に関し、下記のとおり解すべきものであるとして、厚生労働省医政局医事課長より都道府県衛生主管部（局）長宛てに通知がなされ、本会に対しても周知方依頼がありました。

また、昨年 9 月から10月に厚生労働省が全国の特設機能病院及び大学病院（87病院）を対象におこなった「医療機関における診療録の開示に係る実態調査」の結果（以下「調査結果」という。）についても、別紙のとおり周知依頼がありましたので、併せてお送りいたします。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会管下郡市区医師会ならびに会員等への周知方よろしくご高配のほどお願い申し上げます。

記

○指針における診療情報の開示に関わる費用について

指針 7 「(4)診療記録の開示に関する費用」において、医療機関の管理者は、開示の申立人から、診療記録の開示に要する費用を徴収することができ、その費用は、「実費」を勘案して合理的と認められる範囲内の額としなければならないとしている。ここにいう「実費」には、内容の確認等、開示請求に対応する際に生じた人件費も含まれ得るが、その手数料として徴収することができる費用の額については、これらの費用を含めた実際の費用を勘案して合理的であると認められる範囲内とす

る必要がある。

○個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）における診療情報の開示に関わる費用について

法第2条第5項に規定する個人情報取扱事業者が法第28条第1項の規定による開示請求を受けたときには、法第33条の規定により、当該措置の実施に関し、手数料を徴収することができ、手数料を徴収する場合には、実費を勘案して合理的であると認められる範囲内でその手数料の額を定めなければならないとしている。この法に規定される「実費」は、内容の確認等の開示請求に対応する際に生じた費用も含みうると解されることが、個人情報保護委員会に確認されている。

なお、調査結果を踏まえ、診療記録の開示に当たっては次の点が示されていることに留意されたいこと。

○診療記録の開示に要する費用は、実際の費用から積算される必要があり、個々の申立によりその費用が変わり得るところから、開示に要する費用を一律に定めることは不適切となる場合があること。

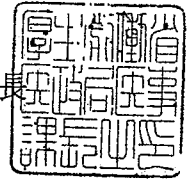
○医師の立ち会いを必須とすることは、患者等が開示を受ける機会を不当に制限する恐れがあるため不適切であること。



医政医発 0730 第 2 号
平成 30 年 7 月 30 日

公益社団法人 日本医師会長 殿

厚生労働省医政局医事課長



診療情報の提供等に関する指針について（周知）

標記について、別添のとおり各都道府県衛生主管部（局）長宛て通知したので、その内容について御了知いただくとともに、貴下団体会員等に対する周知をお願いします。

医政医発 0720 第 2 号
平成 30 年 7 月 20 日

各都道府県衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省医政局医事課長
(公 印 省 略)

診療情報の提供等に関する指針について（周知）

「診療情報の提供等に関する指針の策定について」（平成 15 年 9 月 12 日付け医政発第 0912001 号。以下「指針」という。）において、医療機関が保有する診療情報を提供するに当たって、どのような事項に留意すれば医療従事者等が診療情報の提供等に関する職責を全うできると考えられるかを示してきたところである。

今般、診療記録の開示に要する費用についての疑義が多数寄せられているところ、これについては下記のとおり解すべきものであるので、貴職におかれては、貴管下保健所設置市、特別区、医療機関及び関係団体等への周知をお願いする。

また、「医療機関における診療録の開示に係る実態調査について（協力依頼）」（平成 29 年 9 月 25 日付け厚生労働省医政局医事課長事務連絡）による調査の結果（以下「調査結果」という。）は、別紙のとおりであるので併せて周知する。

記

指針 7 の「(4) 診療記録の開示に要する費用」において、医療機関の管理者は、申立人から、診療記録の開示に要する費用を徴収することができ、その費用は、「実費」を勘案して合理的と認められる範囲内の額としなければならないとしている。

ここにいう「実費」とは、内容の確認等により開示請求に対応する際に生じた人件費も含まれ得るものであるが、手数料として徴収することができる費用の額については、これらの費用を含めた実際の費用を勘案して合理的であると認められる範囲内とすることが必要である。

また、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）において、法第 2 条第 5 項に規定する個人情報取扱事業者が開示請求を受けたときは、法第 33 条の規定により、当該措置の実施に関し、手数料を徴収することができ、手数料を徴収する場合は実費を勘案して合理的であると認められる範囲内において、手数料の額を定めなければならないと

されており、この法に規定される「実費」については、内容の確認等の開示請求に対応する際に生じた費用も含み得ると解されるものであることを個人情報保護委員会に確認している。

なお、調査結果を踏まえ、診療記録の開示に当たっては次の点に留意されたい。

- ・ 診療記録の開示に要する費用は、実際の費用から積算される必要があるが、個々の申し立てに応じその費用が変わり得るところ、開示に要する費用を一律に定めることは不適切となる場合があること。
- ・ 医師の立ち会いを必須とすることは、患者等が診療記録の開示を受ける機会を不当に制限するおそれがあるため、不適切であること。

(別紙)

「医療機関における診療録の開示に係る実態調査」の結果について

【調査概要】

調 査 期 間：平成 29 年 9 月 25 日～平成 29 年 10 月 16 日

調 査 方 法：都道府県を通じて調査票を配布

対象医療機関：全国の特定機能病院及び大学病院（87 病院）

調 査 事 項：次の項目について調査を実施。

- ①診療録の開示に要する費用
- ②診療録の開示の際の医師の立ち会いの有無
- ③遺族に対する診療録の開示手続 等

【調査結果概要】

(開示に要する費用)

- ・ 開示に要する費用については、「999 円以下」が 67%、「2,000 円～2,999 円」が 2%、「3,000 円～3,999 円」が 15%、「5,000 円以上」が 16%であった。
※白黒 1 枚を請求した場合の費用を集計。

(開示方法)

- ・ 開示方法については、「閲覧又は写しの交付としている」が 82%であった。

(医師の立ち会い)

- ・ 医師の立ち会いの有無については、「必須」が 5%、「求めがあれば」応じていた医療機関が 57%であった。

(遺族に対する診療情報の提供)

- ・ 遺族に対する診療情報の提供については、ほぼ全ての医療機関が、申立人が診療記録の開示を求め得る者であることを証明するために、戸籍謄本・身分証明書（運転免許証）等の提出を求めている。また、戸籍謄本に記載されている者や法定相続人の全員の同意を求めている医療機関もあった。

(開示決定者)

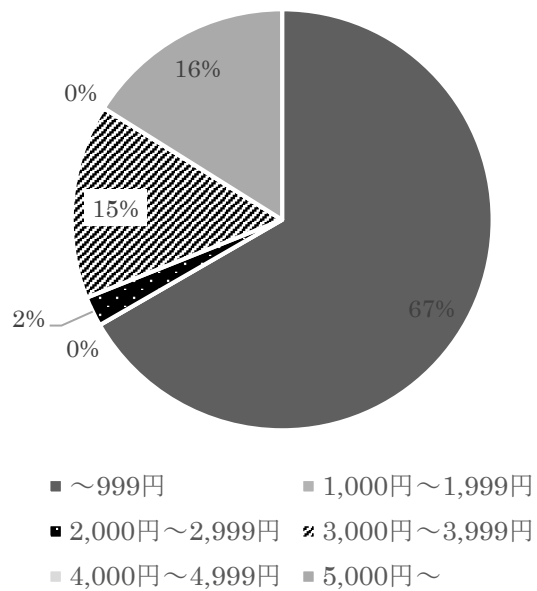
- ・ 開示決定者については、ほぼ全ての医療機関が、医療機関の管理者を開示決定者としていた。主治医や診療科長を開示決定権者とする医療機関でも、「部分開示」又は「非表示」になる場合には、病院長が含まれる診療情報開示委員会等に諮問するとされていた。

(開示所要日数)

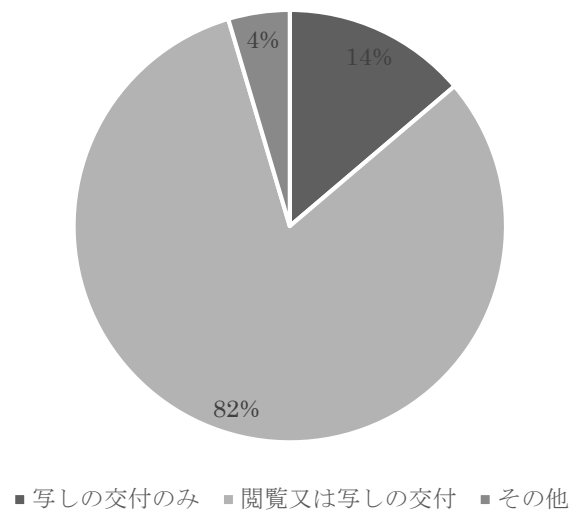
- ・ 開示所要日数については、2 週間程度が 38%、3 週間程度が 37%、4 週間程度が 25%であった。

【参考】

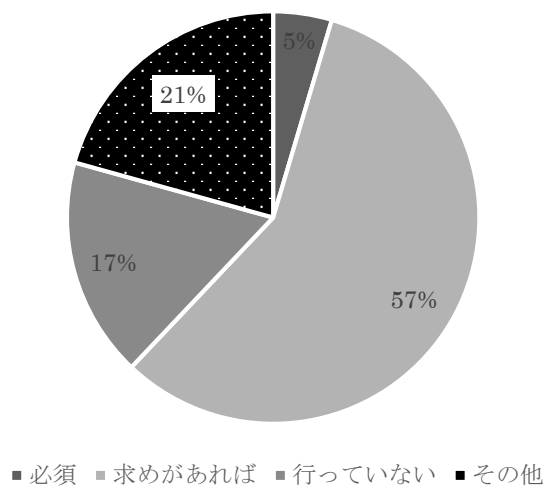
開示に要する費用



開示方法



医師の立ち会いの有無



所要日数

